

指定介護予防認知症対応型共同生活介護グループホーム明生苑

重要事項説明書

グループホーム明生苑（以下「事業所」という）は、ご契約者に対して介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「事業」という）を提供する。事業所の概要や提供されるサービス注意いただきたいことを次の通り説明する。

* 事業所への入居は、原則として要介護認定の結果「要支援2」と認定され、かつ認知症の状態である方が対象。

1・開設者

法人名	医療法人社団 明生会		
法人所在地	千葉県東金市堀上字関之上 73 番地 1	電話番号	0475-55-3310
代表者氏名	理事長 田畑 祐輔	設立年月日	1992年12月10日

2・ご利用施設

施設種類	介護予防認知症対応型共同生活介護		
施設名称	グループホーム明生苑（めいせいえん）		
所在地	千葉県千葉市美浜区高浜1丁目11番4	電話番号	043-204-5051
管理者氏名	遠藤 茂 小川 恭平	入所定員	2ユニット18名

<事業所の目的>

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になったご契約者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とする。

<事業所の運営方針>

- 1) 本事業において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2) ご契約者の人格を尊厳し、常にご契約者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個々の介護予防計画を作成することによりご契約者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3) ご契約者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4) 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う

3・居室の概要

居室・設備の種類	室数	居室・設備の種類	室数
居室（1人部屋）	18室	浴室	2室
（ベッド・洗面台付）		特殊浴槽	1（小規模多機能と共用）
居間兼食堂	2室	洗濯室	1室
台所	2室	スタッフルーム	1室

4・職員の配置状況

事業所では、ご契約者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置する。

<職員配置状況> *職員の配置については、指定基準遵守。

職種	常勤
管理者	1名以上
計画作成担当者	2名以上
介護職員	介護職員については、「認知症対応型共同生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」における人員基準に定められた数以上の職員数とする。具体的には、各ユニット毎。①夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、②夜間及び深夜の時間帯の介護従事者の員数は、1以上、③介護従事者のうち、1以上の者は常勤とする。

<職員の勤務体制>

職種と勤務時間	
管理者：	8時半～17時半
計画作成担当者：	8時半～17時半
介護職員 早番：	7時半～16時半
日勤：	8時半～17時半
遅番：	10時～19時
夜勤：	16時半～9時半

5・事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用者の「介護保険負担割合証」に記された内容に基づき、利用料金の9割・8割・7割が介護保険から給付される。

<サービスの概要>

- ① 食事 栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
ご契約者の残存能力を考慮して、自立支援のため食事作りに加わって頂く機会を多く持つ。食事の提供時間に制限はないがおおよその目安は下記の通りとする。
朝食：7時半 昼食：12時 夕食：18時
- ② 入浴 入浴又は清拭を介護予防計画書に基づいて実施。
- ③ 排泄 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した支援を実施。
- ④ 機能訓練 ご契約者の心身等の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を実施。
- ⑤ 生活サービス 日常生活上の世話（離床・着替え・整容・掃除・洗濯）をご契約者の能力に応じた支援を実施。
- ⑥ その他自立への支援
残された能力が最大限発揮され生活意欲が引き出されるように、ご契約者の趣味や嗜好に応じて援助する。

<1日、1カ月あたりの基本サービス料金>

下記の料金表によって、ご契約者に応じたサービス料金（介護保険給付額）の1割、または2割、もしくは3割をお支払い頂きます。

*負担割合について

負担割合	所得基準
1割負担	以下に当てはまらない方
2割負担	合計所得 160 万円以上 ・単身世帯：年金＋その他の所得＝280 万円以上 （年金のみの場合は 280 万円以上相当） ・夫婦世帯：年金＋その他の所得＝346 万円以上
3割負担	合計所得 220 万円以上 ・単身世帯：年金＋その他の所得＝340 万円以上 （年金のみの場合は 344 万円以上相当） ・夫婦世帯：年金＋その他の所得＝463 万円以上

1日の単位数	1ヶ月(30日)の単位数	費用(地域単価 10.68円)	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
749 単位	22,470 単位	239,979 円	23,998 円	47,996 円	71,994 円

<単位数・費用額算定の計算方法>

1割負担の場合

サービスごとの単位数×日数・回数=総単位数

総単位数×地域単価(千葉市の場合 10.68円) = 費用

費用×90%=保険請求額 費用－保険請求額=利用者負担(1割負担)

例：要介護1の方の場合

749 単位(1日の単位)×1ヶ月(30日) = 22,470 単位(総単位数)

22,470 単位(総単位数)×10.68円(千葉市の地域単価) = 239,979 円(費用) 小数点以下切り捨て

239,979 円(費用)×0.9=215,981 円(保険請求額) 小数点以下切り捨て

239,979 円(費用)－215,981 円(保険請求額) = 23,998 円(利用者負担)

*1ヶ月30日として計算。

2割負担の場合

サービスごとの単位数×日数・回数=総単位数

総単位数×地域単価（千葉市の場合 10.68 円）=費用

費用×80%=保険請求額 費用－保険請求額=利用者負担（2割負担）

例：要介護1の方の場合

749 単位（1日の単位）×1ヶ月（30日）=22,470 単位（総単位数）

22,470 単位（総単位数）×10.68 円（千葉市の地域単価）=239,979 円（費用）小数点以下切り捨て

239,979 円（費用）×0.8=191,983 円（保険請求額）小数点以下切り捨て

239,979 円（費用）－191,983 円（保険請求額）=47,996 円（利用者負担）

*1ヶ月30日として計算。

3割負担の場合

サービスごとの単位数×日数・回数=総単位数

総単位数×地域単価（千葉市の場合 10.68 円）=費用

費用×70%=保険請求額

費用－保険請求額=利用者負担（3割負担）

例：要介護1の方の場合

749 単位（1日の単位）×1ヶ月（30日）=22,470 単位（総単位数）

22,470 単位（総単位数）×10.68 円（千葉市の地域単価）=239,979 円（費用）小数点以下切り捨て

239,979 円（費用）×0.7=167,985 円（保険請求額）小数点以下切り捨て

239,979 円（費用）－167,985 円（保険請求額）=71,994 円（利用者負担）

*1ヶ月30日として計算。

<各種加算内容> <下記の加算は、ご利用者の状況及び該当サービス利用によって発生する加算項目です>

加算（該当者・対象者に加算）	適応条件	1日単位	自己負担1割 (30日換算)	自己負担2割 (30日換算)	自己負担3割 (30日換算)
初期加算	御入居から30日間に加算 医療機関に1か月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様とする	30単位	961円	1,922円	2,883円

<各種加算内容>

加算（該当者・対象者に加算）	適応条件	単位	自己負担1割 (30日換算)	自己負担2割 (30日換算)	自己負担3割 (30日換算)
退去時相談援助加算	退所時に1回のみ加算	400 単位	428 円	855 円	1,282 円
入院時費用	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について退院後の再入居（1月に6日限度）	246 単位 6日算定	1577 円	3153 円	4729 円
口腔衛生管理加算	歯科医師・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する助言・指導月1回	30 単位/ 月	32 円	64 円	96 円
口腔・栄養スクリーニング加算 I	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に提供していること	20 単位/ 回	21 円/回	42 円/回	64 円/回
生活機能向上連携加算 I	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。	100 単位/ 月	106 円	213 円	320 円
生活機能向上連携加算 II	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合または、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定	200 単位/ 月	213 円	427 円	640 円

現在、当事業所の加算該当項目は「適応」欄に○がついているものになります。

加算(ホーム状況による加算)		適応条件	適応	1日単位	自己負担1割 (30日換算)	自己負担2割 (30日換算)	自己負担3割 (30日換算)
夜間支援体制加算	I	夜勤者・宿泊者を各ユニット毎に2人以上配置		50単位	1,602円	3,204円	4,806円
	II	夜勤者・宿泊者をホーム全体で3人以上配置		25単位	801円	1,602円	2,403円
認知症専門 ケア加算	I	基準を満たし専門的な認知症ケアが行われた場合		3単位	97円	193円	289円
	II	専門的な研修を終了した職員がおりIの要件を満たし研修計画を作成・実施した場合		4単位	129円	257円	385円
若年性認知症利用者受け入れ 加算		65歳未満の方が対象	○	120単位	3,845円	7,690円	11,535円
科学的介護推進体制加算		以下の要件を満たすこと。 ・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している事 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事		40単位/ 月	42円	85円	128円
サービス提供体制 強化加算(基準を満 たした場合、I～III のいずれか算定)	I	以下のいずれかに該当する事。 1) 介護福祉士70%以上 2) 勤続10年以上介護福祉士25%以上 サービスの質の向上に資する取り組みを実施している事。		22単位	704円	1,409円	2,114円
	II	介護福祉士60%以上		18単位	576円	1,153円	1,730円
	III	以下のいずれかに該当する事。 1) 介護福祉士50%以上 2) 常勤75%以上 3) 勤続7年以上30%以上	○	6単位	192円	384円	576円

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行する為に、例外的かつ経過的な取り扱いとして、介護職員処遇改善加算を算定する。

*グループホーム明生苑は、令和6年6月1日より介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を算定いたします。

当事業所の加算該当項目は○で示した。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
	サービス別加算率・・認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ：18.6%
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
	サービス別加算率・・認知症対応型共同生活介護	加算Ⅱ：17.8%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
	サービス別加算率・・認知症対応型共同生活介護	加算Ⅲ：15.5%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
	サービス別加算率・・認知症対応型共同生活介護	加算Ⅳ：12.5%

算定要件

加算Ⅰ キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱ及びキャリアパス要件Ⅲ及びキャリアパス要件Ⅳ及びキャリアパス要件Ⅴ+職場環境等要件を満たす

加算Ⅱ キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱ及びキャリアパス要件Ⅲ及びキャリアパス要件Ⅳ+職場環境等要件を満たす

加算Ⅲ キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱ及びキャリアパス要件Ⅲ+職場環境等要件を満たす

加算Ⅳ キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱ+職場環境等要件を満たす

高額介護サービス費について

※同一月に介護保険を利用して支払った自己負担額の合計が一定金額を超えた場合、「申請」によって超えた金額が支給される制度があります。下記の条件に当てはまる方はご活用ください。

区分	負担の上限（月額）
現役並みの所得者に相当する方がいる世帯	44,000円（世帯）
世帯内に市区町村民税が課税されている方がいる世帯	44,000円（世帯）
世帯全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
前年の年金収入とその他の収入が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護受給者	15,000円（個人）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となる。

<基本料金>

項目	日額	月額
①家賃		75,000円
②食費	1,700円	51,000円（30日の場合）
③水道光熱費		20,000円

<その他実費>

- ④ おむつ代 100円/枚 尿とりパット 50円/枚
- ⑤ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
例：歯ブラシや入れ歯洗浄剤、理髪代や個人の嗜好で購入するお菓子代、福祉用具用品など
- ⑥ 利用者の故意または過失により、居室又は共同の利益を供する場所の備品等について通常の保守及び管理の程度を超える補修が必要となった場合はその費用を負担するものとする

（3）利用料金のお支払い方法

上記で掲げた（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算したものを翌月20日頃に請求し、末日までに以下のいずれかの方法でお支払い頂くこととする。なお、サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

（ア） 窓口で現金支払 （イ） 指定口座への振込み （ウ） 口座引落とし

6・入居中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることが出来る。但し、下記医療機関での優先的な診療を保障するものではなく、また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもない。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	三橋明生病院
所在地	千葉市中央区亀井町 2-3
診療科目	内科・整形外科・在宅医療（訪問診療）・人工透析（内科・外科）・消化器（内科・外科）・胃腸（内科・外科）

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	ほしな歯科
所在地	千葉市美浜区高浜 1-11-1
診療科目	歯科

(3) 協力医療機関

医療機関の名称	都賀デンタルクリニック
所在地	千葉市若葉区都賀 3-2-5 なかや第二ビル 4 階
診療科目	訪問歯科

(4) 協力医療機関

医療機関の名称	中村古峽記念病院
所在地	千葉県千葉市中央区千葉寺町 188
診療科目	精神科・心療内科・レディースメンタル外来・整形外科・リハビリテーション科 訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション・作業療法・デイケア・放射線科 内科

7・入院に係る取扱い

入所サービスを受けている期間中、ご契約者が病院または診療所に入院した場合は、サービスを一旦中止した翌日から介護サービス費（介護保険 1 割、2 割、3 割負担分）は、算定されない。但し、管理費など居室に係わる料金については、入院中も費用が発生する。

8・身体拘束等行動制限について

A) 事業所では介護保険の運営基準にも定められているとおり、ご契約者、または他のご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ない場合とは下記 3 点をすべて満たす場合である。

- (1) 切迫性・・・ご契約者本人又は他のご契約者等の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い。
- (2) 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- (3) 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

B) 緊急やむを得ず「身体拘束」する場合

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより実施する。

- (1) 第一に他の代替策を検討する。
- (2) 実施にあたっては、必要最低限の方法、時間、機関、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討する。
- (3) すみやかに家族等へ連絡する。
- (4) すみやかに「身体拘束廃止委員会」のメンバーによる緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、対応方針を確認の上ケアプランを作成し、家族等に説明する。
- (5) 実施にあたっては、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。

C) 「身体拘束」を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により実施する。

- (1) 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法とする。
- (2) ご契約者の見守りを強化し、ご契約者本人や他のご契約者等の身体・生命の危険が無いように配慮する。
- (3) 「身体拘束」を行っている期間中は、別紙記録用紙にて状況の記録を作成する。
- (4) 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除する。

D) 「身体拘束廃止未実施減算」について

身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から創設され、下記に示す要件を満たさない場合、一日あたり 1 ユニット（要支援2） の場合、76 単位介護報酬が減算される。

<算定要件>

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

これをふまえ、当事業所では、身体拘束廃止に関する「指針」を整備し周知徹底するとともに、定期的に研修を実施するものとする。又、対策を検討する委員会については設置し、3月に1回以上検討する会議を実施する

9・事業所を退居していただく場合（契約終了について）

- 1) 事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていない。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができる。万一、下記に示す事項に該当するに至った

場合には、事業所との契約は終了し、ご契約者に退居して頂くこととする。(契約書第五章参照)

- ① 認定によりご契約者の心身状況が自立又は要支援1と判断された場合
- ② 事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスが不可能となった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合
- ⑥ 事業所から退居の申し出を行った場合

2) ご契約者からの退居申し出(中途解約・契約解除・契約書第十七条、第十八条)により退居する場合、契約の有効期間であっても、退居を申し出ることが出来る。その場合は、退居を希望する七日前までに解約届出書をご提示いただくこととする。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することが出来る。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らなかった場合

3) 以下の事項に該当する場合は、事業所からの申し出(契約解除・契約書第十九条参照)により退居して頂く場合がある。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが、2ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は、過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不正行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して1ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

1 0 ・(連帯保証人)

- 1) 連帯保証人は、入居者及び支払義務者の事業所に対する一切の債務を極度額 30 万円の範囲内で連帯して負担します。
- 2) 入居者は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、下記の項目について情報の提供を行い、連帯保証人は情報の提供を受けたことを確認します。
 - 1, 入居者の財産及び収支の状況
 - 2, 入居者が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - 3, 入居者が主債務について債権者に担保を提供していない事実
- 3) 連帯保証人から請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を遅滞なく提供することとします。
- 4) 入居者は、真にやむを得ない事情がある場合においては、連帯保証人を定めない事が出来ることとします。

1 1 ・苦情の受付について（契約書第二十三条参照）

(1) 当ホームにおけるサービス内容による苦情の受付担当

苦情担当窓口 管理者 小川 恭平 (080-3785-5952)

苦情解決責任者 施設長 遠藤 茂 (080-6494-8926)

(2) 行政機関及びその他苦情受付機関

- ・ 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 電話043-245-5256
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3 電話043-254-7428
- ・ 千葉県社会福祉協議会運営適正化委員会 千葉県千葉市中央区千葉港4番3号千葉県社会福祉センター
電話043-246-0294

1 2 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施
実施した直近の年月日	2025年5月20日(評価決定日)
実施した評価機関の名称	認定NPO法人 コミュニティケア街ねっと
評価結果の開示状況	WAM NET (福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供する総合情報提供サイト) にて開示。 「介護保険地域密着型サービス外部評価情報」 https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/ ホームページのリンクタグより閲覧可能。 明生苑ホームページ http://meisei-en.com/

介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者

管理者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供に同意しました。

契約者

氏名 _____ 印

法定代理人

氏名 _____ 印

支払義務者

氏名 _____ 印

利用者との関係 ()

身許引受人

氏名 _____ 印

連帯保証人

氏名 _____ 印